

令和5年3月6日
土木部道路課

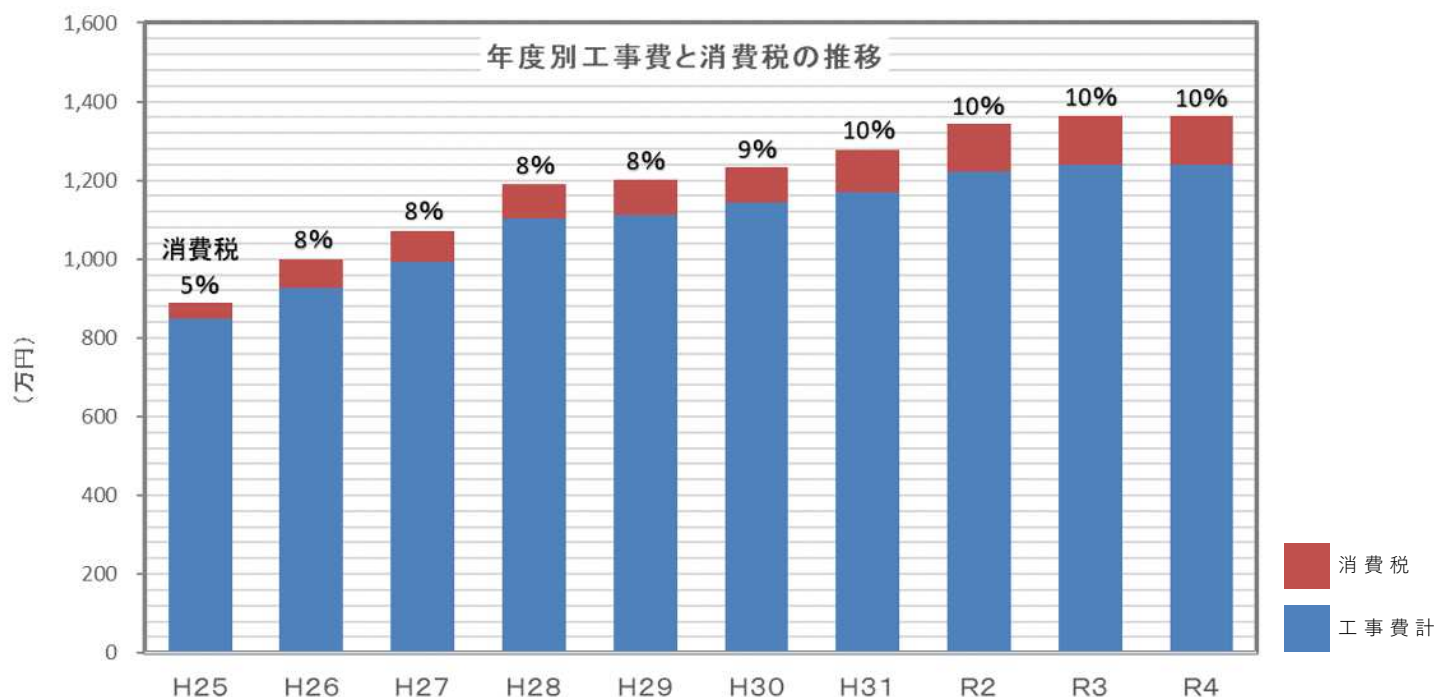
私道整備助成金の上限額変更について

現在、江東区私道整備助成条例において、助成金額600万円の上限が設けられている。一方、施工単価については年々上昇しているため、各私道で施工できる規模が縮小しており、同一箇所において複数年かけて施工することが多くなっている。

このため、私道整備への効率的な助成と地元負担軽減のため、助成金額の上限変更が必要となっている。

1 工事費の推移

施工延長50m、幅員3.6mの条件を同一とした私道について、各年度の単価で工事費を算出。



施工単価は年々上昇している。平成25年度と令和4年度を比較すると、工事費計（税込み）で約1.53倍（約474万円増）となっている。

2 複数年施工について

下記のグラフは、各年度における総支出金額を何年間の継続工事への支出額が多いか、継続年数別に工事費を積上げ、色分けした。近年は2年以上の継続工事が常に総額の半分以上を占め、1年で完結する案件は減少してきている。

